

昨年度の市内事業者による優良工事
■特に優秀な工事(3件)

業種	工事の名称	事業者
土木一式	令和元年度 雨水管築造工事 (上草柳大野排水区) (ゼロ市債)	ツチャ総建(株) (深見西)
舗装	令和2年度 舗装修繕工事 (新道下篠山線 ほか1路線)	神崎建設(株) (中央林間)
電気	令和元年度 大和市立病院 受変電設備更新工事 (ゼロ市債)	橋本電気工事(株) (深見)

■優秀な工事(25件)

市内19事業者が施工した、土木一式、建築一式、電気、管、舗装、防水、機械器具設置、造園の25工事。

市は、事業者の公共工事受注への意欲や工事の質の向上を図るため、優良工事の業種、名称、事業者名を公表しています。優良工事とは、市が発注した工事のうち、完成時の工事成績評定点が80点以上で他の模範となる工事です。評定点80〜84点を「優秀な工事」、85点以上を「特に優秀な工事」とし、市内事業者による優良工事を公表しています。詳しくは、市のホームページをごらんください。

4 60(53342 FAX(264)607



優良工事を公表しています

住宅の改修工事に伴い固定資産税を減額

工事完了後3か月以内に申告してください

要件を満たした住宅の改修工事をした場合、申告により固定資産税を減額します(下表参照)。

共通事項

対象▼居住部分の割合が延べ床面積の2分の1以上の住宅
申告期限▼改修工事完了後3か月以内

申告方法▼申告書、工事の領収書の写し(①③は現行の基準に適合した工事であることを証明する書類、長期優良住宅の場合は認定を証する書類、②は工事内容の明細書の写し、施工前後の写真も)を持参し、市役所資産税課に申告。
※②と③の減額制度は併用可。

災害による減免制度

震災、風水害、落雷、火災などの災害に遭い、土地、建物などに相当な被害が生じた場合、固定資産税の減免を受けられることがあります。詳しくはお問い合わせください。

4 60(53342 FAX(264)607

	減額の要件	減額の範囲
①耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅、または共同住宅であること 1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの 来年3月31日までに完了した工事であること 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を2分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額
②バリアフリー改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 新築された日から改修工事完了日まで10年以上を経過し、次のいずれかに該当する人が居住する専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く)/65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障がい者 補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの 来年3月31日までに完了した次のいずれかの工事であること/通路または出入口の拡幅、階段の設置または勾配の緩和、浴室・便所・出入口の戸の改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、滑りにくい床材料への取り替え 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり100㎡分まで)
③省エネ改修工事	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月1日以前に建築された専用住宅や併用住宅で、改修後の住宅の床面積が50~280㎡であること(貸家住宅を除く) 補助金を除く1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの 来年3月31日までに完了した次の工事であること(㉠は必須・㉡のみでも可)/㉠窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、㉡床、天井、壁の断熱改修工事(㉠と併せて実施するもの) 	翌年度分の固定資産税(家屋分)を3分の1減額(1戸当たり120㎡分まで)。長期優良住宅の認定を受けた改修は3分の2減額

市の出資法人など

個人情報保護制度

市は、個人情報保護を適正に取り扱い、個人の権利利益を保護するため、大和市個人情報保護条例を制定しています。同条例に基づく昨年度の個人情報保護制度の運用状況は、表2のとおりです。訂正請求、利用停止請求は0件、不服申立ては6件でした。

情報公開制度

市は公正で開かれた市政のために、大和市情報公開条例を制定しています。同条例に基づく昨年度の情報公開制度の運用状況は、表1のとおりです。不服申立ては26件でした。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

報告保護に関する規程を整備し、その推進に努めています。昨年度はそれぞれの団体にも情報公開や個人情報の開示、訂正、利用停止の申し出はありませんでした。

【表1】昨年度の情報公開制度の運用状況*

情報公開請求件数	全部公開	一部公開	非公開
332件	82件	165件	85件 (うち不存在85件)

【表2】昨年度の個人情報保護制度の運用状況*

開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示
147件	91件	27件	29件 (うち不存在29件)

※決定の実績は、今年5月20日現在。

4 60(53342 FAX(264)607

介護者教室を開催

介護者教室「些細な衰えに気づいてきた方へ 気をつけたい食事と栄養について」を開催します。健康を維持するためのちょっとした工夫を学んでみませんか。

とき▼6月29日(火)午後1時30分~3時
ところ▼西鶴間コミセン
対象▼市内在住の介護者など
定員▼先着15人
講師▼県栄養士会地域活動事業部 会副部長 石川裕子氏
申し込み▼電話で鶴間地域包括支援センター(サンホーム鶴間) ☎(271)2770へ。



4 60(53342 FAX(264)607